

## 平成29年度の後期高齢者の保健事業について

## 1. 施策のポイント

『高確法に基づく保健事業に関する指針（厚生労働省告示）の一部改正（H28.6.14）』

- ① 高齢者の心身の特性に応じた保健事業
- ② 市町村と共同して事業を実施。特に介護保険の地域支援事業と連携
- ③ 健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力の支援

## 2. 次期データヘルス計画の策定

現行 『第2期 健康長寿医療計画（平成25～29年度）』

次期 『第3期 “ ” （平成30～34年度）』

\*平成30年3月までに策定を行う。データヘルス計画（保健事業実施計画）として保健事業に特化した計画とし、構成市町村との検討会議の開催等により実効性を高める。

## 3. 主な保健事業

- 『健康長寿講演会事業』・・・市町村の開催するイベントに、本広域連合が講師を派遣。  
※11月に翌年度の開催希望を照会させていただきます。  
 \*各市町村の「ロコモ予防推進員」を活用したロコモ予防講習をあわせて実施。
- 『健康長寿福岡大会』・・・毎年9月に、広域連合直営で開催。  
 ・健康長寿チャレンジャー継続者表彰、ロコモ予防講習、特別講演
- 『健康長寿チャレンジャー事業』  
 健康長寿ダイアリーを使って、毎日の“習慣健康法”の実践を呼びかけている。  
 ☆H27年度から被保険者へのインセンティブとして5年継続者の表彰を開始。
- 『健康診査事業』  
 ・引き続き、集団健診（特定健診）との同時受診をお願いします。  
※11月に翌年度の実施予定を照会させていただきます。  
 （事務費交付金単価 受付500円/人、受診券送付140円/通）

◎『健康診査フォローアップ事業』【H28～】

・・・重篤かつ医療未受診の者に保健指導を実施。

《実施手順》

- ①広域連合は、健診結果より、該当者リストを市町村に送付。
- ②市町村は、特定保健指導（動機付け支援）の要領で保健指導を実施。
- ③市町村は、実施結果を広域連合へ報告。
- ④広域連合は、実施人数 × 事務費交付金単価\* を交付。

\* 特定保健指導の国庫負担金基準単価 6, 120円を予定

☆ 対象が後期高齢者であるため、特定の疾病の重症化予防の観点だけではなく、本人の身体状況、家族の支援、住居、食事等の総合的な状況に配慮したフォローが望まれる。そのため、地域包括支援センター等との連携を図っていく。【参考：平成27年度の対象者数 186名】

\* 本事業は、平成28、29年度のモデル事業的な実施を経て、平成30年度からの本格実施を検討することとしています。

◎『糖尿病性腎症重症化予防事業』【H28～】

・・・健診結果等から人工透析導入前段階の被保険者を抽出し、医療機関と連携して、栄養指導等を行い、導入を予防する。

《実施手順》

☆実施市町村と広域連合が委託契約締結（広域連合直営でも実施）

- ①広域連合は、前年度の健診結果等により、該当者リストを市町村へ提供。
- ②実施市町村は、本人の同意を得て、主治医に保健指導計画を確認。

今年度当初に、県医師会から会員宛てに、本事業の周知協力をいただいた結果、主治医との連携が円滑に進んでいます。

- ③以降、実施要領に添って、6か月の継続的な保健指導を実施。
- ④市町村は、実施結果を広域連合に提出。
- ⑤広域連合は、実施人数 × 委託単価\* で、委託料を支払う。

\* 後期高齢者医療円滑運営事業費補助金の基準単価 70, 000円を予定  
(※前年度のフォローアップもあわせて委託 単価2, 000円/人)

\* 本事業は、平成28、29年度のモデル事業的な実施を経て、平成30年度からの本格実施を検討することとしています。

\* 本広域連合は、厚生労働省が主催する糖尿病性腎症重症化予防プログラム開発研究班に参加しています。

## ◎『お薬相談バッグ（仮称）による啓発事業』【新規】

・・・残薬の解消、多剤・重複投薬の防止。

☆ 増高する調剤医療費を背景に、平成28年度診療報酬改定においても、かかりつけ薬剤師制度の新設、薬局が実施する処方内容の疑義照会や、いわゆる“残薬バッグ”運動の取組にかかる報酬の拡充等が図られている。

本広域連合は、県薬剤師会の協力のもと、平成28年度から多受診者への残薬バッグの配布を開始したところであるが、本事業はさらに広範に服薬に関する啓発を実施するもの。

### 《実施手順》

・啓発文言※1を印刷した『お薬相談バッグ』を、各市区町村の窓口に配置し、自分の服薬状況にお悩みを持つ被保険者に配布する。5,000枚

①今年度末までに、構成市町村に協力依頼を行う。

②平成29年4月末発行の『健康長寿だより』で全被保険者に周知を行う。

あわせて、県薬剤会から会員薬局への周知を依頼する。

### ※1 啓発文言の例

\*今後、県庁薬務課、県薬剤師会等、関係団体との協議を行う。



『薬がたくさんあって飲みきれない・・・』

『飲み方がよく分からない・・・』

『多剤による副作用が心配・・・』

お薬のお悩みは、気軽にかかりつけ薬剤師に相談しましょう。（このバッグに、現在、服用中のお薬を入れて、かかりつけ薬局にお持ち下さい。）

## ◎『エンディング・ノート普及啓発事業』【新規】

☆ 本広域連合では、人生の最後まで、被保険者が望む医療を受けられるよう、エンディング・ノートの普及について検討を行ってきている。福岡大会特別講演や市町村職員との研究会において特別講演等を実施してきている。

### 《実施手順》

・『最後まで人生の主人公であるために ～老いと死から逃げずに生きる～』

（講師：中村仁一先生・平成27年度特別講演録）を各市区町村の窓口に配置し、希望者にその場で交付する。（もしくは、本広域連合まで郵便切手を添えて申し込めば郵送する。）10,000部

①今年度末までに、構成市町村に協力依頼を行う。

②平成29年4月末発行の『健康長寿だより』で全被保険者に周知を行う。

☆平成29年度福岡大会特別講演 (H29.9.24)

『平穩死を受け入れるレッスン ～自分ではしてほしくないのに、なぜ親に延命治療をするのですか?～』(講師:石飛幸三先生)

○『訪問健康相談事業』(頻回・多受診者訪問指導)

《実施手順》

☆実施市町村と広域連合が委託契約締結(他のエリアは業者委託)

①市町村は、訪問健康相談支援システム(国保総合システム)等により、訪問対象者リストを選定。※重複服薬の状況等もあわせて確認。

②広域連合が、提出された対象者リストを確認。残薬バッグ、ほか資料の提供。

③市町村は、訪問を実施。(効果測定はシステムで自動計算されます)

④広域連合は、訪問回数 × 委託単価\* で、委託料を支払い。

\*H28年度単価 9,820円/回(4,000円/回 正規職員の場合)

○平成27年度から、県内市町村国保(国保連に委託)でも実施。

【平成28年度の委託市町村:45/60】

○平成28年度は、残薬バッグの配布について、県薬剤師会から各会員薬局へ周知協力をいただいている。

○『ジェネリック医薬品利用案内通知事業』

・・・毎月1万名に、後発品に切り替えた場合の差額を案内。

◎『高齢者の医療・介護・保健事業に関する研究会』【H27～】

本広域連合の専門嘱託員(保健師)を中心に、全市町村の後期、健康づくり、介護予防の担当部署に呼びかけ、事例発表、意見交換等の場を設けている。(年4回)

<主な内容>

・本広域連合が市町村と連携して実施する保健事業の説明、事例発表、意見交換(市町村国保による先進事例発表を含む)

・九州大学大学院による医療費分析結果の発表、意見交換。

※平成28年度から、県内の全介護保険者の承認を受け、医療レセと介護給付実績をひもづけて分析を開始。

・国保連合会と連携した保健事業に関する分析結果の発表

・外部の特別講師による講義(年1～2回)